

政令第四百三十三号

特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第七条の一ただし書及び第七条の三ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特別職の職員の給与に関する法律施行令（平成二年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法第一条第四十四号に掲げる職員（以下「秘書官」という。）」を「秘書官」に改め、同条を第五条とし、同条に見出しとして「（秘書官の期末手当基礎額等の加算）」を付する。

第一条の前の見出しを削り、同条第一項中「同条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）」を「一般職の職員」に、「掲げる職員」を「掲げる特別職の職員」に改め、同条第二項中「掲げる職員」を「掲げる特別職の職員」に改め、同条を第三条とし、同条に見出しとして「（期末手当基礎額等の加算）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（秘書官の本府省業務調整手当の支給対象となる業務等）

第四条 法第七条の三の規定により一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることと

される本府省業務調整手当の支給について一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の三第一項第一号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして政令で定めるものは、法第一条第四十四号に掲げる職員（以下「秘書官」という。）であつて、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第五十六条の五第一項に規定する高等裁判所長官秘書官以外のものの業務とする。

2 法第七条の三の規定により一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされる本府省業務調整手当の支給について行政職俸給表（一）の十級における最高の号俸の俸給月額に百分の十二を乗じて得た額を超えない範囲内で政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

| 職 員 の 区 分 | 額 |
|--|---------|
| 法附則第二項の規定による俸給月額又は法別表第三に掲げる五号俸から十二号俸までの俸給月額を受ける秘書官 | 五一、八〇〇円 |
| 法別表第三に掲げる三号俸又は四号俸の俸給月額を受ける秘書官 | 四九、二〇〇円 |

| | |
|--|---------|
| 法別表第三に掲げる二号俸の俸給月額を受ける秘書官 法別表第三に掲げる一号俸の俸給月額を受ける秘書官 | 二四、一〇〇円 |
| | 一九、五〇〇円 |

第一条の次に次の一条を加える。

(本府省業務調整手当の支給対象となる業務等)

第二条 法第七条の二の規定により同条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされる本府省業務調整手当の支給について国の行政機関の内部部局として政令で定めるものは、次に掲げる組織とする。

一 内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十六条第一項に規定する国家安全保障局
二 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第三条第一項に規定する侍従職等

2 法第七条の二の規定により一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされる本府省業務調整手当の支給について前項各号に掲げる組織の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして政令で定めるものは、法第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員であつて、国家安全保障局長、侍従長、東宮大夫及び式部官長以外のものの

業務とする。

3 法第七条の二の規定により一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされる本府省業務調整手当の支給について行政職俸給表(一)の十級における最高の号俸の俸給月額に百分の十二を乗じて得た額を超えない範囲内で政令で定める額は、五万千八百円とする。

附 則

(施行期日等)

1 この政令は、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第九十号）の施行の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律施行令第二条及び第四条の規定並びに次項の規定による改正後の宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）附則第六条第三項及び第四項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(宮内庁組織令の一部改正)

2 宮内庁組織令の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「第五条第一項第三号」の下に「特別職の職員の給与に関する法律施行令（平成

二年政令第三百六十六号）第二条第一項第二号」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により特別職の職員の給与に関する法律施行令第二条第一項第二号の規定が適用される場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「侍従長、東宮大夫」とあるのは、「侍従長、上皇侍従長、皇嗣職大夫」とする。

理 由

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の職員の本府省業務調整手当の支給対象となる業務等について定める必要があるからである。